

平成22年度 指名停止情報の公表

番号	有資格業者名	指名停止理由	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	株式会社内田洋行	防衛省航空自衛隊が発注する特定什器類の入札について、遅くとも平成17年11月30日以降平成21年6月18日の間、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、平成22年3月30日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年4月9日から 平成23年4月8日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第4号	平成22年4月9日	
2	株式会社プラス	防衛省航空自衛隊が発注する特定什器類の入札について、遅くとも平成17年11月30日以降平成21年6月18日の間、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、平成22年3月30日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年4月9日から 平成23年4月8日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第4号	平成22年4月9日	
3	ピーシー橋梁株式会社	国土交通省関東地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事に、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、平成22年5月28日に公正取引委員会から同意審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年6月9日から 平成22年8月8日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第5号	平成22年6月9日	
4	株式会社安部日鋼工業	国土交通省関東地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事に、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、平成22年5月28日に公正取引委員会から同意審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年6月9日から 平成22年8月8日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第5号	平成22年6月9日	
5	株式会社日本ピーエス	国土交通省関東地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事に、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、平成22年5月28日に公正取引委員会から同意審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年6月9日から 平成22年8月8日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第5号	平成22年6月9日	
6	昭和コンクリート工業株式会社	国土交通省関東地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事に、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、平成22年5月28日に公正取引委員会から同意審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年6月9日から 平成22年8月8日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第5号	平成22年6月9日	

平成22年度 指名停止情報の公表

番号	有資格業者名	指名停止理由	措置期間	適用条項	決定日	備考
7	日本高圧コンクリート株式会社	国土交通省関東地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事に関し、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、平成22年5月28日に公正取引委員会から同意審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年6月9日から 平成22年8月8日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第5号	平成22年6月9日	
8	三和シャッター工業株式会社	平成20年4月1日見積分より特定シャッターの需要者向け販売価格を引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたと認定され、平成22年6月9日、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年7月3日から 平成23年7月2日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第4号	平成22年7月3日	
9	文化シャッター株式会社	平成20年4月1日見積分より特定シャッターの需要者向け販売価格を引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたと認定され、平成22年6月9日、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年7月3日から 平成23年7月2日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第4号	平成22年7月3日	
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	特許庁発注のコンピュータシステム設計開発を巡り、同庁職員から情報をもらった見返りに賄賂を渡したとして、第1システム統括部長が平成22年6月22日、警視庁捜査2課に贈賄容疑で逮捕された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年7月15日から 平成22年9月14日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第2号	平成22年7月15日	
11	島田建設株式会社	千葉県及び成田市が発注した合計4件の工事において、営業所の専任技術者を現場専任制が求められる工事の主任技術者等及び現場代理人として従事させていたことは建設業法第7条第2号に違反し、同法第28条第1項に該当するため、平成22年9月1日に指示処分を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年9月1日から 平成22年10月31日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第11号	平成22年9月1日	

平成22年度 指名停止情報の公表

番号	有資格業者名	指名停止理由	措置期間	適用条項	決定日	備考
12	株式会社ピーエス三菱	国土交通省関東地方整備局がプレストレスト・コンクリート工事として発注した橋梁新設工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力していたため、独占禁止法違反行為として公正取引委員会からの勧告により審判手続きを経て、平成22年9月21日に審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月13日から 平成23年1月12日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第5号	平成22年10月13日	
13	オリエンタル白石株式会社	国土交通省関東地方整備局がプレストレスト・コンクリート工事として発注した橋梁新設工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力していたため、独占禁止法違反行為として公正取引委員会からの勧告により審判手続きを経て、平成22年9月21日に審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月13日から 平成23年1月12日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第5号	平成22年10月13日	
14	三井住友建設株式会社	国土交通省関東地方整備局がプレストレスト・コンクリート工事として発注した橋梁新設工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力していたため、独占禁止法違反行為として公正取引委員会からの勧告により審判手続きを経て、平成22年9月21日に審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月13日から 平成23年1月12日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第5号	平成22年10月13日	
15	株式会社日本ピーエス	国土交通省関東地方整備局がプレストレスト・コンクリート工事として発注した橋梁新設工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力していたため、独占禁止法違反行為として公正取引委員会からの勧告により審判手続きを経て、平成22年9月21日に審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月13日から 平成22年11月12日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第5号	平成22年10月13日	平成22年6月9日付けで2ヶ月間の指名停止措置を行ったが、今回、本件の幹事であることが判明したため、指名停止期間を1ヶ月加算する。

平成22年度 指名停止情報の公表

番号	有資格業者名	指名停止理由	措置期間	適用条項	決定日	備考
16	ドービー建設工業株式会社	国土交通省関東地方整備局がプレストレスト・コンクリート工事として発注した橋梁新設工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力していたため、独占禁止法違反行為として公正取引委員会からの勧告により審判手続きを経て、平成22年9月21日に審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月13日から 平成23年1月12日まで	白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項 別表第2第5号	平成22年10月13日	
17	極東興和株式会社	国土交通省関東地方整備局がプレストレスト・コンクリート工事として発注した橋梁新設工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力していたため、独占禁止法違反行為として公正取引委員会からの勧告により審判手続きを経て、平成22年9月21日に審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月13日から 平成23年1月12日まで	白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項 別表第2第5号	平成22年10月13日	
18	機動建設工業株式会社	国土交通省関東地方整備局がプレストレスト・コンクリート工事として発注した橋梁新設工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力していたため、独占禁止法違反行為として公正取引委員会からの勧告により審判手続きを経て、平成22年9月21日に審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月13日から 平成22年12月12日まで	白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項 別表第2第5号	平成22年10月13日	本件の幹事ではないため、幹事会社より1ヶ月少ない2ヶ月間とする。
19	前田整管株式会社	国土交通省関東地方整備局がプレストレスト・コンクリート工事として発注した橋梁新設工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力していたため、独占禁止法違反行為として公正取引委員会からの勧告により審判手続きを経て、平成22年9月21日に審決が出された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月13日から 平成22年12月12日まで	白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項 別表第2第5号	平成22年10月13日	本件の幹事ではないため、幹事会社より1ヶ月少ない2ヶ月間とする。
20	株式会社日新技術コンサルタント	南島原市発注の下水道工事関連委託業務において便宜を図ってもらった見返りに南島原市職員に対し現金を渡したとして、一般役員が贈賄容疑で逮捕された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月13日から 平成23年1月12日まで	白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項 別表第2第5号	平成22年10月13日	

平成22年度 指名停止情報の公表

番号	有資格業者名	指名停止理由	措置期間	適用条項	決定日	備考
21	八幡エンジニアリング株式会社	千葉県発注の設計業務委託において、平成22年8月26日に契約を締結した後、契約解除の申し出をし、平成22年10月1日に契約が解除された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月22日から 平成23年4月21日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第14号	平成22年10月22日	
22	株式会社国際創建コンサルタント	平成22年9月21日に代表者変更を行っていたが、入札参加資格者名簿に関する変更手続きをせず、千葉県発注の設計業務委託において前代表者名で契約を締結した。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月22日から 平成23年1月21日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第14号	平成22年10月22日	
23	株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ	日本年金機構における「宙に浮いた年金記録問題」の対策事業として外部委託する年金記録の照合作業の入札で、同機構職員から入札情報を受けたとして、平成22年10月14日に競売入札妨害容疑で営業担当部長が逮捕された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年10月26日から 平成23年4月25日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第8号	平成22年10月26日	
24	不二公業株式会社	千葉県発注の工事において、平成22年10月29日にバックホウのバケット部と地山の間に挟まれた2次下請作業員が死亡する事故を発生させた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年12月16日から 平成23年1月15日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第1第8号	平成22年12月15日	
25	株式会社佐生	千葉県知事及び千葉県文書館長と契約した業務委託において、業務に必要な警備業法に係る営業の停止を命じられたため、平成22年11月30日に契約が解除された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成22年12月17日から 平成23年6月16日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第13号	平成22年12月17日	
26	岩田地崎建設株式会社	札幌市発注の工事の一般競争入札において、元使用人が競売入札妨害の容疑で平成23年3月2日に逮捕された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。	平成23年3月7日から 平成24年3月6日まで	白井市建設工事等請負業者等 指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第8号	平成23年3月7日	